平成3年9月1日施行 平成8年7月1日改正 平成12年5月1日改正 平成13年2月1日改正 平成25年11月1日改正 平成27年4月1日改正

目次

第1章 総則

第2章 紛争の予防に係る手続等

第1節 環境調査書の周知

第2節 環境調査書に対する意見の調整

第3節 調査計画届等の変更又は計画の廃止

第3章 紛争のあっせん

第4章 雑則

附則

第1章 総則

(目的)

(定義)

第1条 この要綱は、産業廃棄物処理施設の設置が周辺の環境に及ぼす影響の調査及びこれに対する周辺住民の環境保全上の意見を求めるための手続その他意見の調整及びあっせんに関し必要な事項を定めることにより、設置者の適正な施設設置計画の決定に資するとともに、紛争の予防及び公正な処理を図ることを目的とする。

- 第2条 この要綱において「産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- 2 この要綱において「産業廃棄物処理施設」とは、産業廃棄物を処理するための施設で 別表第1に掲げるものをいう。
- 3 この要綱において「産業廃棄物処理施設の設置」とは、産業廃棄物処理施設を新たに 設置し、又は次に定める規模の変更をすることをいう。
 - (1) 別表第1第1号に規定する産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行令(昭和46年政令第300号)(以下「政令」という。)第7条第9号か ら13号まで及び第14号に規定するものを除く。),同表第2号から5号までに規 定する施設にあっては、それぞれ当該各号に定める処理能力の規模以上の増大を伴 う変更
 - (2) 別表第1第1号に規定する産業廃棄物処理施設のうち政令第7条第9号から13 号まで又は第14号に規定するものにあっては、処理能力の10パーセント以上の 増大を伴う変更

- 4 この要綱において「紛争」とは、産業廃棄物処理施設の設置に伴い周辺住民と設置者との間に生じる環境の保全及び土地の利用方法に関する争いであって、市長のあっせんを要するものをいう。
- 5 削除
- 6 この要綱において「設置者」とは、産業廃棄物処理施設の設置をしようとする者をいう。
- 7 この要綱において「指定地域」とは、産業廃棄物処理施設を設置する場所の周辺の地域であって、第6条第1項の規定により市長が定めた地域をいう。
- 8 この要綱において「周辺住民」とは、指定地域内に住所を有する者、指定地域内で農業、林業、漁業等に従事する者その他指定地域内に事務所又は事業場を有する個人又は 法人をいう。

(市の責務)

第3条 市は、産業廃棄物処理施設の設置が適正かつ円滑に行われるように、設置者に環境の保全に配慮するよう指導するとともに、周辺住民の産業廃棄物処理施設の必要性等に対する理解が得られるよう努めるものとする。

(設置者及び周辺住民の責務)

- 第4条 設置者は、産業廃棄物処理施設の設置計画の策定に当たっては、この要綱に定める手続を遵守するよう努めるとともに、周辺の環境が適正に保全されるよう必要な措置を講じ、紛争を未然に防止するよう努めなければならない。
- 2 設置者及び周辺住民は、相互の立場を尊重し、紛争を自主的に解決するよう努めるとともに、紛争の予防及び調整に関して市が行う施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 紛争の予防に係る手続等

第1節 環境調査書の周知

(調査計画届及び環境調査書の提出)

- 第5条 設置者は、産業廃棄物処理施設の設置計画を策定するときは、次に掲げる事項を 記載した調査計画届(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
 - (1) 設置者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 施設の概要
 - (3) 設置場所
 - (4) 次項に規定する調査の概要

なお調査計画届には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

ア 当該施設の位置を明らかにする図面

イ 付近の見取図

2 前項の規定により調査計画届を提出した設置者は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、 騒音、振動、悪臭その他周辺の環境に及ぼす影響について必要な調査を行った上で、市 長が定める事項を記載した調査書(以下「環境調査書」という。(最終処分場にあっては 様式第2号の1,中間処理施設にあっては様式第2号の2))を作成し、次に掲げる書類及び図面を添付し市長に提出しなければならない。

- (1) 当該施設の位置を明らかにする図面
- (2) 付近の見取図
- (3) 設置の配置図
- (4) 施設の構造を明らかにする平面図,立面図,断面図,構造図及び設計計算書
- (5) 環境の保全に係る事項についての調査の結果を記載した書類
- (6) 最終処分場にあっては、次に掲げる書類及び図面
 - ア 周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
 - イ 埋立処分の計画を記載した書類
- (7) 最終処分場以外の施設にあっては、処理工程図
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める書類及び図面 (指定地域)
- 第6条 市長は、前条第2項の規定による環境調査書の提出があったときは、次に定める 指定基準に従い環境調査書に係る指定地域を定めなければならない。
 - (1) 政令第7条第3号,第5号,第8号,第12号,第13の2号及び別表第1第5号イに規定する産業廃棄物処理施設(以下「焼却施設」という。)にあっては、概ね当該施設から、別表第2に掲げる方法により算出された硫黄酸化物の最大着地濃度の出現距離の範囲内の地域とし、地形等を勘案して定める。
 - (2) 政令第7条第7号,第8の2号及び別表第1第4号に規定する産業廃棄物処理施設にあっては、当該施設から概ね300メートル以内の地域とし、地形等を勘案して定める。
 - (3) 政令第7条第14号ロに規定する産業廃棄物処理施設にあっては、埋め立てる産業廃棄物の流出を防止するために設置される擁壁又はえん堤(以下「擁壁等」という。)のうち最も高度の低い位置から、概ね3キロメートル以内の地域とし、地形等を勘案して定める。
 - (4) 政令第7条第14号ハに規定する産業廃棄物処理施設にあっては、「擁壁等」のうち最も高度の低い位置から、概ね3キロメートル以内の地域及び当該処理施設の排水口から排出水が排出される公共用水域(水質汚濁防止法第2条に規定する「公共用水域」をいう。)における低水流量(河川において年間を通じ275日を下らない程度の流量をいう。)が排水量の概ね100倍となる地点に至るまでの当該水域の周辺地域とし、地形等を勘案して定める。
 - (5) 要綱第2条第2項に規定する産業廃棄物処理施設のうち前1号から4号に規定する産業廃棄物処理施設を除く産業廃棄物処理施設にあっては、当該施設及び搬入路の周辺地域とし、地形等を勘案して定める。
 - (6) 前各号で規定する地域のほか、地形、処理施設への搬入路の状況等、要綱第5条の規定より提出された環境調査書に基づき、必要な地域を付加することがある。
- 2 市長は、前項の規定により指定地域を定めたときは、速やかに、その旨を設置者に通知するものとする。

(掲示及び閲覧)

- 第7条 市長は、前条第2項の規定による通知をしたときは、速やかに、環境調査書の提出があった旨、指定地域、環境調査書の閲覧の場所その他次に定める事項を指定地域内の公民館等に掲示し、環境調査書を掲示の日から30日間、環境局産業廃棄物指導課にて閲覧に供しなければならない。
 - (1) 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
 - (2) 施設の種類及び処理能力
 - (3) 設置場所
 - (4) 閲覧の期間
- 2 前項の場合において、市長は、あらかじめ、掲示する内容を設置者に通知するものとする。
- 3 設置者は、前項の通知を受けたときは、周辺住民に対し、印刷物の配布、指定地域内での掲示板への掲示、日刊新聞への掲載その他市長が定める方法により、環境調査書を作成した旨、第1項の閲覧の場所及び期間その他次に定める事項について周知に努めなければならない。
 - (1) 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
 - (2) 施設の種類及び処理能力
 - (3) 処理する産業廃棄物の種類
 - (4) 設置場所
 - (5) 閲覧の期間
 - (6) 説明会の場所及び日時

第8条 削除

(説明会の開催等)

- 第9条 設置者は第7条第1項の閲覧期間内に、指定地域内において環境調査書の説明会を開催し、環境調査書の概要を記載した書類及び図面を配布するとともに、環境調査書の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めなければならない。この場合において、指定地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、指定地域以外の地域において開催することができる。
- 2 設置者は、前項の説明会を開催する場合には、説明会開催日の10日前までに、その日時、場所等を印刷物の配布等の方法により、あらかじめ周辺住民に周知するとともに、市長にその旨を報告しなければならない。
- 3 市長は、設置者が第1項の説明会を正当な理由がなく開催しないときは、当該設置者に対し、期限を付して説明会を開催するよう求めるものとする。この場合において、市長は、第7条第1項の閲覧期間内に説明会を開催することが困難であると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該閲覧期間を経過した後であっても説明会を開催するよう求めることができる。

- 4 第1項の説明会及び前項の規定により市長が開催するよう求めた説明会は、開催する ことができない正当な理由がある場合は、開催することを要しない。この場合において、 設置者は、説明会を開催しなかった理由を市長に報告しなければならない。
- 5 市長は、第1項の説明会及び第3項の規定により市長が開催するよう求めた説明会が 開催されるときは、その職員をこれに立ち会わせることができる。

(実施状況の報告書の提出)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、設置者に対し、前条の規定により行った 説明会の内容について報告(様式第3号及び説明会において配布した書類及び図面)を 求めることができる。

第2節 環境調査書に対する意見の調整

(意見書の提出等)

- 第11条 環境調査書について環境の保全上の見地からの意見を有するものは、第7条第 1項の規定による掲示の日から起算して45日を経過する日(同項の規定による閲覧期 間満了の日までに説明会が終了しない場合にあっては、当該説明会が終了した日から起 算して15日を経過する日)までに、次に定める事項を記載した意見書を市長に提出す ることができる。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 設置者の氏名又は名称
 - (3) 施設の種類
 - (4) 施設の設置場所
 - (5)意見
- 2 市長は、前項の意見書の提出があったときは、速やかに、その写し又は意見の要旨を 記載した書面(以下「意見書等」という。)を設置者に送付するものとする。

(見解書の提出等)

- 第12条 設置者は、意見書等の送付を受けたときは、遅滞なく、意見書等に対する見解を記載した書面(以下「見解書」という。(様式第4号))を作成し、市長に提出しなければならない。
- 2 設置者は、前項の規定による見解書の提出後、周辺住民に対し、見解書について、説明会の開催、見解書の写しの配布その他の方法により、周知に努めなければならない。 (意見の調整)
- 第13条 市長は、第11条第1項の意見並びに前条の見解書に十分配慮し、環境の保全上の見地から必要があると認めるときは、設置者及び周辺住民双方の意見の調整を行うものとする。
- 2 市長は、前項の意見の調整を行うときは、必要に応じて福岡市産業廃棄物調整委員会の意見を聴くものとする。

(環境の保全に関する協定の締結)

第14条 市長は、周辺住民が産業廃棄物処理施設の設置に関し、設置者との間において、 環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結しようとするときは、その内容 について必要な助言を行うものとする。

第15条 削除

第3節 調査計画届等の変更又は計画の廃止

(調査計画届等の変更の届出等)

- 第16条 設置者は、調査計画届又は環境調査書についてその記載事項の内容を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。(調査計画の変更にあっては 調査計画変更届(様式第5号)、環境調査の変更にあっては環境調査変更届(様式第6号))
- 2 設置者は、第1項の規定による届出をした場合、市長が指示するところに従い、第5条から前条までの規定の例により必要な手続を行うものとする。なお調査計画変更届にあっては第5条第1項各号に掲げる図面、環境調査変更届にあっては同条第2項各号に掲げる書類及び図面のうち、当該変更に係るものを添付しなければならない。ただし、次に定める変更にあっては、この限りでない。
 - (1) 主要な設備の変更を伴わず、かつ、処理能力の10パーセント以上の増大を伴わない変更
 - (2) 前号に定めるもののほか、公害防止設備の改善その他環境の保全上の見地から支障がないと認められる変更

(産業廃棄物処理施設設置計画の廃止の届出)

第17条 調査計画届を提出した設置者は、当該調査計画届に係る産業廃棄物処理施設の 設置をしないこととしたときは、その旨を市長に届け出なければならない。(事業計画廃 止届(様式第7号))

第3章 紛争のあっせん

(あっせん)

- 第18条 次の各号のいずれかに該当する場合,設置者及び周辺住民(以下「当事者」という。)の双方又は一方は,市長に対し,あっせんの申請をすることができる。(様式第8号)
 - (1) 第9条に規定する説明会が開催された場合において,第11条の規定による意見書が提出されないとき。
 - (2) 第12条第2項に規定する見解書の周知が行われた場合において,第14条に規定する協定が締結されないとき。
- 2 前項のあっせんの申請に係る当事者が多数である場合においては、当該当事者は、そ のうちから1人若しくは数人の代表者を選定し、又はこれを変更することができる。
- 3 代表者は、各自、他の当事者のために、あっせんの申請の取り下げを除き、あっせん の申請等に係る一切の行為をすることができる。

- 4 代表者が選定されたときは、当事者は、代表者を通じてのみ前項の行為をすることができる。
- 5 第2項の規定による代表者の選定及びその変更は、書面をもって証明し、第1項のあっせんの申請書にはこの書面を添付しなければならない。
- 6 市長は、前項の申請があった場合において、この要綱に規定する手続を誠実に遵守していない者の申請であるときその他その性質上あっせんをするのに適当でないと認めたときを除き、あっせんを行うものとする。
- 7 市長は、あっせんをする場合においては、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めるものとする。この場合において、市長は、あらかじめ、福岡市産業廃棄物調整委員会の意見を聴くものとする。
- 8 市長は、第6項の規定によりあっせんを行うことを決定したときは、その旨を当事者に通知するものとする。

(あっせんの打ち切り)

- 第19条 市長は、あっせんに係る紛争について、当事者があっせんに応じないときその 他解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。
- 2 市長は、前項の規定によりあっせんを打ち切ったときは、その旨を設置者及び周辺住民に通知するものとする。

(補則)

第20条 削除

第4章 雜則

(報告の徴収)

第21条 市長は、この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な限度において、 設置者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(勧告)

- 第22条 市長は、設置者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該設置者 に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
 - (1) 第5条第2項の規定による環境調査書の提出をせず、又は虚偽の環境調査書の提出をしたとき。
 - (2) 第9条第3項の規定により市長が開催するよう求めた説明会を正当な理由がなく 開催しないとき。
 - (3) 第12条第1項の規定による見解書の提出をしないとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱に規定する手続の全部若しくは一部を正当な理由がなく行わず、又は不正若しくは不誠実な方法によりこれを行ったとき。

2 削除

(福岡市産業廃棄物調整委員会)

- 第23条 この要綱の適正な運営等に資するため、福岡市産業廃棄物調整委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 第13条第2項及び第18条第7項の規定により市長がその意見を求めたものについて調査審議すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この要綱の施行に関する重要な事項について調査審議 すること。
- (3) 産業廃棄物の処理に関する重要な事項について調査審議すること。
- 3 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(指定地域が市域を除く福岡県域に及ぶ場合の特例)

第24条 第6条第1項の規定により市長が定める指定地域の範囲が市域を除く福岡県域 に及ぶ場合においては、市長は、福岡県知事と協議の上、第2章の紛争の予防に係る手 続等を行うものとする。

(国等に関する特例)

- 第25条 国,地方公共団体その他次に定める法人(以下「国等」という。)が産業廃棄物 処理施設の設置をしようとするときは、当該産業廃棄物処理施設の設置に係る第2章の 紛争の予防に係る手続等については、この要綱の規定にかかわらず、市長と国等との協議により行うものとする。
 - (1) 広域臨海環境整備センター
 - (2) 日本下水道事業団
 - (3) 財団法人福岡県環境保全公社

(適用除外)

- 第26条 次に掲げる産業廃棄物処理施設(焼却施設を除く。)については、この要綱の規 定は、適用しない。
 - (1) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車に 搭載され、又は牽引される産業廃棄物処理施設
 - (2) 災害,老朽化に伴う解体等により産業廃棄物処理施設が滅失し,滅失前と同一の場所に設置する産業廃棄物処理施設(滅失前の規模以下のものであって,滅失前と同等以上の環境保全上の措置が講ぜられていると認められるものに限る。)
 - (3) 産業廃棄物を排出する者が当該産業廃棄物を自ら処理するために設置する産業廃棄物処理施設であって、当該産業廃棄物を排出する工場又は事業場の敷地内に設置するもの
 - (4) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第9条に規定する「工業専用地域」及び「工業地域」内に設置する産業廃棄物処理施設
 - (5) 都市計画法第8条及び港湾法(昭和25年法律第218号)第38条に規定する「臨港地区」内に設置する産業廃棄物処理施設

(補則)

第27条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は平成3年9月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 設置場所周辺の相当範囲にわたる地域の住民と設置者との間において、要綱の趣旨に則して紛争の予防及び調整が図られ、その設置について合意の形成がなされていると市長が認める産業廃棄物処理施設(平成3年8月31日までに合意の形成がなされたものに限る。)については、この要綱は適用しない。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は平成8年7月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 設置場所周辺の相当範囲にわたる地域の住民と設置者との間において、要綱の趣旨に則して紛争の予防及び調整が図られ、その設置について合意の形成がなされていると市長が認める産業廃棄物処理施設(平成8年6月30日までに合意の形成がなされたものに限る。)については、この要綱は適用しない。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は平成12年5月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 設置場所周辺の相当範囲にわたる地域の住民と設置者との間において、要綱の趣旨に則して紛争の予防及び調整が図られ、その設置について合意の形成がなされていると市長が認める産業廃棄物処理施設(平成12年4月30日までに合意の形成がなされたものに限る。)については、この要綱は適用しない。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は平成13年2月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 設置場所周辺の相当範囲にわたる地域の住民と設置者との間において、要綱の趣旨に則して紛争の予防及び調整が図られ、その設置について合意の形成がなされていると市長が認める産業廃棄物処理施設(平成13年1月31日までに合意の形成がなされたものに限る。)については、この要綱は適用しない。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は平成25年11月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 設置場所周辺の相当範囲にわたる地域の住民と設置者との間において、要綱の趣旨に則して紛争の予防及び調整が図られ、その設置について合意の形成がなされていると市長が認める産業廃棄物処理施設(平成25年11月1日までに合意の形成がなされたものに限る。)については、この要綱は適用しない。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は平成27年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

- (1) 政令第7条各号に規定する産業廃棄物の処理施設
- (2) 政令第2条第4号又は第10号に規定する産業廃棄物の脱水施設であって、1日 当たりの処理能力が10トンを超えるもの
- (3) 政令第2条第4号又は第10号に規定する産業廃棄物の乾燥施設であって、1日当たりの処理能力が10トン(天日乾燥施設にあっては、100トン)を超えるもの
- (4) 政令第2条第7号に規定する産業廃棄物の破砕施設であって、1日当たりの処理 能力が5トンを超えるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして、以下に定める産業廃棄 物の処理施設
 - ア 汚泥(有機性のものに限る。)又は政令第2条第2号,第4号,第4号の2,第10号若しくは第11号に規定する産業廃棄物の処理施設であって,1日当たりの処理能力が5トンを超えるもの(前各号に定めるものを除く。)
 - イ ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成11年政令第433号)別表第1第 5号に規定する特定施設

別表第2 (第6条関係)

最大着地濃度及び最大着地濃度出現距離の計算式

区分	計算式
サットンの拡散式	$C(x,y) = \frac{2Q}{\pi \cdot Cy \cdot Cz \cdot U \cdot x^{2-n}} exp \left\{ -\frac{1}{x^{2-n}} \left(\frac{y^2}{Cy^2} + \frac{He^2}{Cz^2} \right) \right\}$
最大着地濃度 (m³/m³)	$C \max = \frac{2Q}{\pi \cdot U \cdot He^2} \cdot e^{-1} \cdot \frac{Cz}{Cy}$
	$=0.234 \frac{Q}{U \cdot He^2} \cdot \frac{Cz}{Cy}$
最大着地濃度の 出現距離(風下方向)	$X \max = \left(\frac{He}{Cz}\right)^{\frac{2}{2-n}}$
(m)	

備考 この表に掲げる式において、C(x,y)、Cy, Cz, n, Q, U, x, y, He, Cmax, Xmax は、それぞれ次の値を表すものとする。

C(x,y): x, y 地点における地表濃度 (m^3/m^3)

Cy, Cz:水平方向及び鉛直方向の拡散パラメーター

n:大気安定度のパラメーター

Q:排出物質量

U:風速

x:風下方向の煙突からの距離(m)

y:x地点から風向に対して直角の水平方向の距離(m)

He:有効煙突高(m)

C max: 最大着地濃度 (m³/m³)

Xmax:最大着地濃度の出現距離 (m)

調査計画届

年 月 日

福岡市長 殿

住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

福岡市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱第5条 第1項の規定に基づき、調査計画届を提出します。

	施設の種類		
施設	当該施設において処理 する産業廃棄物の種類		
の概要	処理能力		
要	処理方式,構造及び 設備の概要		
設置	量場所		
調査	近の概要	大気汚染 水質汚濁 土壌汚染 騒音 振動 悪臭 その他()

※ 調査を実施する事項を○で囲むこと。

環境調査書(最終処分場用)

年 月 日

福岡市長 殿

住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

福岡市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱第5条 第2項の規定に基づき、環境調査書を提出します。

施設の種類及び当該施設において 処理する産業廃棄物の種類	
設置場所	
処理能力	
調査計画届に基づく各調査事項に おける調査項目,調査方法,調査 結果,調査結果に基づく環境予測 及び検討 (水質汚濁,大気汚染,騒音, 振動,悪臭)	
調査計画届に基づく各調査事項に おける調査結果に基づく措置及び 期待される効果	
施設の概要(処理方式,構造及び 設備の概要,維持管理の概要)	

別紙 産業廃棄物最終処分場用

1 最終処分場の種類

安定型・管理型・しゃ断型

陸上埋立・海面埋立

2 当該施設で処理する産業廃棄物の種類

処理する産業廃棄物の 種類(有害・無害の別)	月間取扱予定 最大量(m³• t /月)	排出予定事業者 (住所,氏名,排出施設名)
(有害・無害)	(m³·t/月)	
(有害・無害)	(m³·t/月)	
(有害・無害)	(m³・t/月)	
(有害・無害)	(m³・t/月)	
(有害・無害)	(m³・t/月)	
(有害・無害)	(m³・t/月)	
(有害・無害)	(m³・t/月)	
(有害・無害)	(m³・t /月)	
(有害・無害)	(m³・t/月)	
(有害・無害)	(m³・t/月)	
(有害・無害)	(m³・t/月)	

3 最終処分場の設置場所

所在地	
土地所有者(住所・氏名)	
自己所有でない場合	使用承諾の予定・賃貸借の予定・購入の予定 その他()
敷地面積	
地目	
都市計画上の指定区分	

4 最終処分場の能力

埋立面積	m² 埋立能	E力 m³
------	--------	-------

5 環境調査

(1) 水質関係

ア 放流先の状況

•	70,000	
側溝,	河川等名称	
	調査方法	
水量	調査結果	
J. FF	調査方法	
水質	調査結果	
利水状	沈況	
※側溝	・利水状況につい	いては,名称・状況を記載するとともに根拠等を記入すること。

イ 水質汚濁

調査項目	
調査方法	
調査結果	
調査結果に基づく環境予測及び評価	

ウ 地下水の状況

調査項目	水位 · 水質 · 流向
調査方法	
調査結果	

水道施設の種類及び位は	置
井戸の利用状況	
(2) 騒音	
調査項目	
調査方法	
調査結果	
調査結果に基づく 環境予測及び評価	
(3) 振動	
調査項目	
調査方法	
調査結果	
調査結果に基づく 環境予測及び評価	
(4)悪臭	
調査項目	
調査方法	
調査結果	
調査結果に基づく 環境予測及び評価	

エ 飲料水の使用状況

(5) 関係法令に基づく規制状況及び土地利用状況

ア 関係法令に基づく規制状況 (計画地及び隣接地)

関係法令	規制内容等	確認方法	規制に対する対応
国土利用計画法			
都市計画法			
建築基準法			
国有財産法 (国道・水路等)			
宅地造成等規制法			
公有水面埋立法			
採石法			
砂利採取法			
農地法			
農業振興地域の 整備に関する法律			
消防法			
自然公園法 福岡県立自然公園条例			
都市公園法			
水源地域対策特別措置法			
河川法			
砂防法			
地すべり等防止法			
急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律			
海岸法			
港湾法			
漁港法			
その他の法律 () ※ 関係機関に十分協議して		法欄に関係機関名	

[※] 関係機関に十分協議して確認し、確認方法欄に関係機関名を記入すること。 また、他法令についてもよく調査し、その他の法律欄に記入すること。

イ 土地利用状況 (計画地周辺の土地利用)

付近の土地利用状況	
付近住宅等との関係	
県市町村の土地利用計画	
農業、林業及び漁業の状況	
宅地開発予定区域の位置,	
規模	
学校,保育園,病院,老人	
ホーム、公園等の位置	

(6) 地形及び地質(地滑り等の調査を含む)

ア 地形及び地質調査

調査方法		
地形測量結果		
地質分布状況		
地盤の成層状況及	び	
軟弱層の有無		
	位置	
帯水層及び	規模	
不透水層	厚さ	
	透水性	
土質の物理的・力学的性質		
地盤沈下		
地盤支持力		

イ 地滑り等の調査

調査項目	調査方法	調査結果
自然斜面における 地滑り等の発生の有無		
土地の形質の変更を行 う傾斜地の範囲		

(7) 気象

調査項目	調査方法	調査結果
降雨量		
風向風速等		

(8) 使用道路状况

調査項目		
H- FF 24 H-	位置	
	名称	
使用道路	幅員	
	舗装状況	
歩道の有無		
交通安全施設等の有無		

(9) 文化財

調査項目	調査方法	調査結果
文化財の分布状況		
文化財の保存状況		

(10)景観

調査項目	調査方法	調査結果
景観展望地点の位置		
同地点の利用状況		

(11) 施設設置に係る他の環境保全法令等の規制内容

関係法令	規制内容	確認方法
水質汚濁防止法		
大気汚染防止法		
騒音規制法		
振動規制法		
悪臭防止法		
福岡県公害防止等生活 環境の保全に関する条例		
自然環境保全法		
福岡県環境保全に関する 条例		
その他の関係法令等		

[※] 関係機関に十分協議して確認し、確認方法欄に関係機関名を記入すること。 また、他法令についてもよく調査し、その他の法律欄に記入すること。

6 環境調査等による環境保全のための措置及び期待される効果

項目	措置状況及び期待される効果
水質関係	
大気関係	
騒音関係	
振動関係	
悪臭・害虫関係	
飛散・流出関係	
地滑り等防災関係	
使用道路関係	
文化財関係	
景観関係	
その他	

7 最終処分場の構造及び設備の概要

	洗車設備の有無	有・	無	雨水調整池の有無	有 •	無
	立入防止の囲い					
安定型	立札 (表示)					
管 理 型	地盤の地滑り 防止措置					
・しゃ	設備等の沈下 防止措置					
断型	悪臭・衛生害虫 防止措置					
共通	防火設備					
	地表水流入防止 のための開渠 その他の措置					

安定型に	廃棄物の 流出防」 の措置)飛散・			
について	埋立地戸等の措置	可の雨水 畳			
管	廃棄物の 流出防」 の措置				
	ガス排隊措置	(施設の			
理型につい	浸出液	遮水工			
いて	に地等染措置	集水施設			
		浸出液 処理施 設			
しゃ断型につ	外周仕り	刀設備			
	内部仕り	D施設			
いて		入防止の 開渠その			

排水処理の概要	処理原水の 水量及び水量	
	処理方式	
	処理能力	
	放流水の 水量及び水質	
	放流先への影響	

8 維持管理の概要

	搬入物の チェック及び 搬入量の 把握方法			
	受入時間			
		配置従業員数		人
維持管	従業員の 配置体制	現場責任者	職名氏名	
理の		技術管理者 (法に定めた場合に限る)	職名 氏名	
要	埋立方法			
	水質検査 (項目,頻度)			
計画			在	F間
跡地利用計画				
設計者(社名)				
予定	ご施工者(社名)			

環境調查書(中間処理施設用)

年 月 日

福岡市長 殿

住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

福岡市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱第5条 第2項の規定に基づき、環境調査書を提出します。

施設の種類及び当該施設において 処理する産業廃棄物の種類	
設置場所	
処理能力	
調査計画届に基づく各調査事項に おける調査項目,調査方法,調査 結果,調査結果に基づく環境予測 及び検討 (水質汚濁,大気汚染,騒音, 振動,悪臭)	
調査計画届に基づく各調査事項に おける調査結果に基づく措置及び 期待される効果	
施設の概要(処理方式,構造及び 設備の概要,維持管理の概要)	

別紙 中間処理施設用

1 中間処理施設の種類

中間処理施設の種類	
-----------	--

2 当該施設で処理する産業廃棄物の種類

	を に に に に に に に に に に に に に	Will 소구·부·· *
処理する産業廃棄物の種類(有害・無害の別)	月間取扱予定 最大量(m ³ ・t /月)	排出予定事業者
種類(有害・無害の別)	取八里(III * T / 月)	(住所,氏名,排出施設名)
 (有害・無害)	(m³・t/月)	
	(III ()))	
(有害・無害)	(m³·t/月)	
(女宝、無宝)	(3 · / F)	
(有害・無害)	(m³・t/月)	
(有害・無害)	(m³·t/月)	
	(3 ()	
(有害・無害)	(m³·t/月)	
(有害・無害)	(m³·t/月)	
(有害・無害)	(m³·t/月)	
(有害・無害)	(m³·t/月)	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	, , , , , , ,	
(有害・無害)	(m³·t/月)	
(有害・無害)	(m³・t/月)	
(11 口)(11)	(111 0 /) 1 /	
(有害・無害)	(m³·t/月)	

3	中間処理施設の設置場所	ŕ

所在地	
土地所有者(住所・氏名)	
自己所有でない場合	使用承諾の予定・賃貸借の予定・購入の予定 その他()
敷地面積	
地目	
都市計画上の指定区分	

4 中間処理施設の能力

				時/日
処理能力		m³·t/日	稼働時間	
	(m³・t/日× 基)		時/月

5 環境調査

(1) 水質関係

ア 放流先の状況

側溝,	河川等名称	
水量	調査方法	
小里	調査結果	
水質	調査方法	
小 貝 	調査結果	
利水状	沈	

※側溝・利水状況については、名称・状況を記載するとともに根拠等を記入すること。

イ 水質汚濁	
調査項目	
調査方法	
調査結果	
調査結果に基づく環境予測及び評価	
ウ 地下水の状況	
調査項目	水位・水質・流向
調査方法	
調査結果	
エの飲料水の使用状	· 况
水道施設の種類及び位	置
井戸の利用状況	
(2) 大気	
調査項目	
調査方法	
調査結果	
調査結果に基づく 環境予測及び評価	

(3) 騒音		
調査項目		
調査方法		
調査結果		
調査結果に基づく 環境予測及び評価		
(4) 振動		
調査項目		
調査方法		
調査結果		
調査結果に基づく 環境予測及び評価		
(5)悪臭		
調査項目		
調査方法		
調査結果		
調査結果に基づく		_

環境予測及び評価

(6) 関係法令に基づく規制状況及び土地利用状況

ア 関係法令に基づく規制状況(計画地及び隣接地)

関係法令	規制内容等	確認方法	規制に対する対応
国土利用計画法			
都市計画法			
建築基準法			
国有財産法 (国道・水路等)			
宅地造成等規制法			
公有水面埋立法			
採石法			
砂利採取法			
農地法			
農業振興地域の 整備に関する法律			
消防法			
自然公園法 福岡県立自然公園条例			
都市公園法			
水源地域対策特別措置法			
河川法			
砂防法			
地すべり等防止法			
急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律			
海岸法			
港湾法			
漁港法			
その他の法律 ()			

[※] 関係機関に十分協議して確認し、確認方法欄に関係機関名を記入すること。 また、他法令についてもよく調査し、その他の法律欄に記入すること。

イ 土地利用状況 (計画地周辺の土地利用)

付近の土地利用状況	
付近住宅等との関係	
県市町村の土地利用計画	
農業、林業及び漁業の状況	
宅地開発予定区域の位置,	
規模	
学校,保育園,病院,老人	
ホーム,公園等の位置	

(7) 気象

調査項目	調査方法	調査結果
風向風速等		

(8) 使用道路状況

調査項目		
<i>h</i> - 111 \ ' 11 <i>h</i>	位置	
	名称	
使用道路	幅員	
	舗装状況	
歩道の有無		
交通安全施設等の有無		

(9) 文化財

調査項目	調査方法	調査結果
文化財の分布状況		
文化財の保存状況		

(10)景観

調査項目	調査方法	調査結果
景観展望地点の位置		
同地点の利用状況		

(11) 施設設置に係る他の環境保全法令等の規制内容

関係法令	規制内容	確認方法
水質汚濁防止法		
大気汚染防止法		
騒音規制法		
振動規制法		
悪臭防止法		
福岡県公害防止等生活 環境の保全に関する条例		
自然環境保全法		
福岡県環境保全に関する 条例		
その他の関係法令等		

[※] 関係機関に十分協議して確認し、確認方法欄に関係機関名を記入すること。 また、他法令についてもよく調査し、その他の法律欄に記入すること。

6 環境調査等による環境保全のための措置及び期待される効果

項目	措置状況及び期待される効果
水質関係	
大気関係	
騒音関係	
振動関係	
悪臭・害虫関係	
飛散・流出関係	
防災関係	
使用道路関係	
文化財関係	
景観関係	
その他	

7 中間処理施設の処理方式,構造及び設備の概要

処理方式 (方法)		(方法)				
中間処理施設]処理施設				
構			<u></u> 処理前廃棄物用			
造及び設	保管施設	保管方法				
備の概		構造等	上屋(有 路床 囲い	• 無)	上屋(有 路床 囲い	・無)
要		保管面積		m^2		m²
		保管容量		m³		m³
処	種類					
理後廃棄物の処分方法	処分方法等					
	処分先の名称					
	処分先の所在地					
等	処分先の 許可番号					

8 維持管理の概要

維持	搬入物の チェック及び 搬入量の 把握方法			
管理	施設稼働時間	時かり	ò	時まで
生の概	従業員の 配置体制	配置従業員数		人
要		現場責任者	職名 氏名	
		技術管理者 (法に定めた場合に限る)	職名氏名	
設計者(社名)				
予定施工者(社名)				

説明会等実施状況報告書

年 月 日

福岡市長 殿

住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

福岡市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱第10 条の規定に基づき,説明会等実施状況報告書を提出します。

// */	7907年10年10月五月2	
環境	5調査書提出年月日	
施設	どの設置場所	
	開催日時	
説明	開催場所	
会 に	対象地域	
関す	対象地域内戸数	
る事	出席者数	
項	経過及び概要	
よる 法を	爾第9条第4項の規定に 前期会以外の周知の方 用いた場合にあっては, の実施状況	

添付書類 1 説明会において配布した書類及び図面

2 説明会以外の方法で周知を図ったときは、その事実を証する書類及び図面

見 解 書

年 月 日

福岡市長 殿

住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

福岡市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱第12条第1項の規定に基づき、見解書を提出します。

	, 九併自己促出しよう		H)
	(意見書等整理番号	第	号)
意見の要旨			
意見書に対する見解			
思允音に刈りる允胜			

調査計画変更届

年 月 日

福岡市長 殿

住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

調査計画届の内容を変更したいので、福岡市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱第16条第1項の規定に基づき、届け出ます。

調査計画届提出年月日	年	月	日	
施設の設置場所				
変更に係る事項	変更前			変更後

環境調査変更届

年 月 日

福岡市長 殿

住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

環境調査書の内容を変更したいので、福岡市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争 の予防及び調整に関する要綱第16条第1項の規定に基づき、届け出ます。

環境調査書提出年月日	———— 年	月	月	
	+		Н	
施設の設置場所				
変更に係る事項	変更前			変更後

事業計画廃止届

年	月	Е
	/ 1	

福岡市長 殿

住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

事業計画を廃止したので、福岡市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び 調整に関する要綱第17条の規定に基づき、届け出ます。

調査計画届提出年月日	年	月	日	
環境調査書提出年月日	年	月	日	
施設の設置場所				
施設の種類				
事業計画の廃止年月日	年	月	Ħ	

あっせん申請書

年 月 日

福岡市長 殿

住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

福岡市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱第18 条規定に基づき,あっせんの申請をします。

施設の種類							
施設の設置場所							
紛争の相手方氏名 又は名称及び住所							
あっせんを申請する理由		環境調査書説明会開催日					
	要綱第18条第1項		年	月	日		
	第1号に該当	意見書提出期限					
			年	月	目		
	要綱第18条第1項	見解書の説明会等原	 				
	第2号に該当	70/10 100/10 47	年	月	日		
あっせんの申請に 至るまでの経過							